

令和 7 年度（2025年度）熊本県生産性向上・職場環境整備等補助金受付等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本県では、医療施設における人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、医療施設に対して補助金として支給することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的として生産性向上・職場環境整備等補助事業を実施するが、当事業の実施に伴い、補助金交付申請書受付業務や問合せ対応業務、申請書類の審査業務及び交付決定書類の発送等の業務が大量に発生する。

これらを効率的かつ適切に処理することで、補助金交付決定等の事務処理を迅速化し、各施設等への支援の円滑化を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度（2025年度）熊本県生産性向上・職場環境整備等補助金受付等業務

(2) 業務の内容

別紙「令和 7 年度（2025年度）熊本県生産性向上・職場環境整備等補助金受付等業務委託 標準仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年（2026年）3 月 1 3 日（金）まで

(4) 事業費上限額

30,173,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案に当たっての目安（上限）額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、契約額とは必ずしも一致しない。

3 スケジュール

公募開始	令和 7 年（2025 年）6 月 5 日（木）
質問書の受付	令和 7 年（2025 年）6 月 1 6 日（月）午後 5 時まで
参加表明書の受付	令和 7 年（2025 年）6 月 2 5 日（水）午後 5 時まで
企画提案書の受付	令和 7 年（2025 年）6 月 2 7 日（月）午後 5 時まで
	※応募数が 4 案を超えた場合は書類審査を実施
プレゼンテーション審査	令和 7 年（2025 年）7 月 1 4 日（月）（予定）
	※詳細は別途通知
委託先決定	令和 7 年（2025 年）7 月下旬（予定）
契約締結・事業開始	令和 7 年（2025 年）8 月初旬（予定）
補助金募集期間	令和 7 年（2025 年）8 月 2 9 日（金）～
	令和 8 年（2026 年）1 月 3 0 日（金）（予定）
業務完了	令和 8 年（2026 年）3 月 1 3 日（金）

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号）により入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 法人等の代表者（役員を含む）が、次のア又はイのいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事実がないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に滞納がないこと。
- (8) 貸金不払いの事実があり、当該状態が継続している場合など、明らかに委託事業者として不適当と認められる者でないこと。
- (9) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (10) 熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (11) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (12) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (13) 労働基準法、建設業法その他の法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

5 参加表明書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

様式は熊本県ホームページからダウンロードして使用すること。提出部数は各1部とする。

【提出書類】

①参加表明書（様式1）

②法人等概要（様式2）

③誓約書（様式3）

④履歴事項全部証明書

本実施要領の公告日以降に発行されたもの。

⑤印鑑証明書

本実施要領の公告日以降に発行されたもの。

⑥納税証明書

消費税及び地方消費税未納がないことの証明並びに都道府県税未納がないことの証明。各証明書は本実施要領の公告日以降に発行されたもの。

⑦事業者の取組に関する申出書(様式4)

必要な書類を添付すること。

※ 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）に基づく入札参加資格を有すると決定されたものは④⑤⑥の書類を省略できる。

(2) 提出期限

令和7年(2025年)6月25日(水)午後5時(必着)

※ 消印有効ではないので注意すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留に限る。)とし、提出期限までに必着すること。

(4) 参加資格の決定等

参加表明書等の提出期限日をもって、提出書類に基づき参加資格の確認を行い、その結果を連絡する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

①提出書類 質問書(様式5)

②提出期間 令和7年(2025年)6月16日(月)午後5時まで

③提出方法 電子メール

件名を「プロポーザルに係る質問書(事業者名)」とすること。

④提出先 「12 担当部局」のとおり。

(2) 質問に対する回答

電子メールにより質問者に回答する。なお、公表しない場合審査の公平性が保てないと判断されるものについては、熊本県ホームページにて公表する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

様式は熊本県ホームページからダウンロードして使用すること。提出部数は各4部とする。

【提出書類】

①企画提案書表紙(様式6)

②企画提案書(A4サイズ、様式等自由)

仕様書の内容を踏まえ、本業務を円滑に進めるための実施方針や実施体制、各業務内容に係る具体的な提案を記載すること。また、受託した場合の訴求ポイントや本業務に係る追加提案があれば併せて記載すること。

③見積書・経費内訳書(任意様式)

④プレゼンテーション審査出席者届出書(様式7)

(2) 提出期限

令和7年(2025年)6月27日(金)午後5時(必着)

※ 消印有効ではないので注意すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留に限る。)とし、提出期限までに必着すること。

8 選定方法等

(1) 審査方法

書類審査で優秀な4案を選定後、プレゼンテーション審査を行う。

なお、書類審査を実施する場合は、令和7年(2025年)7月7日(月)を目途に参加者へ電子メールで結果を通知する。

ただし、応募数が4案以下の場合は、書類審査は実施しない。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」による。

(3) プレゼンテーション審査の実施及び結果

①日程（予定）

令和7年（2025年）7月14日（月）※詳細は別途連絡

②実施方法

1者につき20分以内のプレゼンテーション後、質疑応答を行う。

審査員の評点の合計が最も高かった者を受託候補者とする。最高得点の者が複数いる場合は、低価格者を受託候補者とする。また、参加者が1者の場合は、審査員の評点の平均が30点以上であった場合に当該者を受託候補者とする。

③審査結果

審査終了後、参加者へ速やかに電子メールで通知する。

9 契約

- (1) 受託候補者と契約内容等を協議の上、見積書を徴取し、予定価格の範囲内である場合に契約を締結する。契約に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う。

なお、受託候補者と契約を締結しないときは、評点の高い者から順に契約協議を行うものとする。

- (2) 契約の相手方は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則第77条の規定により、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができる。また、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき（この場合、保険期間を契約締結予定日から委託契約期間の満了日までとること。）等、同規則第78条の規定を満たす場合は、契約保証金を免除することができる。

10 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、添付書類も含め返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、受託候補者選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

11 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。
- (2) 本公募型プロポーザルの参加に要する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (3) 参加表明書、企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該書類を無効とし、参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- (4) 参加申込手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、辞退届（様式8）を提出すること。
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。

- (6) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公表することがある。
- (7) 電子メール等の通信事故については、県はいかなる責任も負わない。
- (8) 県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「4参加資格」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (9) 企画提案の内容は受託候補者を選定するためのものであり、実際の業務は、県と協議の上実施する。
- (10) この要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、熊本県会計規則その他関係法令等の定めるところによるものとする。

1 2 担当部局

〒862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号（熊本県庁新館3階）

熊本県健康福祉部健康局 医療政策課 看護班

電話番号：096-333-2206（直通）

電子メール：iryoseisaku@pref.kumamoto.lg.jp